

## 仕 様 書

業務委託名：船橋市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務

業務実施場所：市の指定する場所

業務実施期間：契約締結日～令和6年6月28日

### 1. 業務の目的

物価高騰対策として、市民の暮らしを守り、併せて消費を喚起して市内事業者の経営を支援するため、市内の店舗においてキャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイント還元するキャンペーンを実施し、地域経済の活性化及びキャッシュレス決済の更なる普及促進を図る。

### 2. 事業概要

#### (1) キャンペーンの内容

ポイント還元率	決済金額の15%
ポイント付与上限額	1,000円/回、5,000円/期間 ※ キャンペーンの対象とするキャッシュレス決済サービス（以下、「対象キャッシュレス」という。）が複数となる場合は、各サービス合計で5,000円/期間とする（例：対象キャッシュレスが2つの場合は、各2,500円/期間）。
対象店舗	対象キャッシュレスを導入している市内所在の実店舗（大企業又は大規模小売店舗立地法に基づき届け出をしている店舗を除く。ただし、スーパーマーケット、ドラッグストア及びコンビニエンスストアは上記であっても対象とする。） ※ 以下の業種は対象外とする 風俗店関係、宗教組織、政治団体、暴力団及び関連団体、宿泊施設にあるVOD、宅配便事業者、自動販売機及びこれに類するもの、介護施設、保育施設、不動産賃貸・家賃・管理費・初期費用（敷金・礼金等）、病院・医院、歯科医院、調剤薬局、くじ、保険・保険代理店、郵貯サービス、その他市が適当できないと認める業種。
ポイント付与対象者	対象店舗において対象キャッシュレスで決済した消費者（在住要件は問わない）
実施期間	令和6年3月中・下旬のうち連続する10日間

#### (2) スケジュール（予定）

令和6年2月上旬まで	業務委託契約締結
〃 2月中	キャンペーン実施準備（店頭用啓発物の作成及び対象店舗への送付、事業者向け説明会の開催、市民向け周知）
〃 3月中・下旬	キャンペーン実施
〃 5月中旬まで	実績報告書提出
〃 6月上旬	委託料支払い（一括払）

### 3. 業務内容

#### (1) ポイントの付与

ポイント付与対象者に対し、対象キャッシュレスで決済した金額に所定のポイント還元率を乗じた金額相当のポイントを付与すること。なお、ポイント付与のタイミングは、決済日の属する月の翌月末日までとする。

#### (2) 市民向け説明会の開催

高齢者などキャッシュレス決済を使い慣れていない市民を対象として、対象キャッシュレスの使い方等を案内する説明会を複数回開催すること。

なお、説明会の開催時期は3月上旬を予定しており、会場手配は市が行うこととし、受託者に会場代の負担は求めない。

#### (3) 対象店舗店頭掲示用のキャンペーン PR ツール作成及び送付

対象店舗がキャンペーン実施期間中に店頭等に掲示するためのキャンペーン PR ツールを作成し、全対象店舗に送付すること。また対象店舗の一覧（店舗名、所在地、業種）のデータをエクセル形式にて市に提供すること。なお、提供を受けた対象店舗一覧は市 HP に掲載する予定である。

また、対象店舗に配布するツールの種別及び数量は、次に掲げるものを基本とするが、市が同等の PR 効果があると認める場合については、変更可能とする。

ポスター	1 枚/店
3 折チラシ	50 枚/店
チラシストッカー	1 個/店

またツールの作成にあたっては、次に掲げる点に留意すること。

- 消費者が、船橋市が実施するキャンペーンであることがわかりやすいデザインであること。
- 作成前に市の校正を受けること。

#### (4) キャンペーンのプロモーション

利用者向けに、受託者のホームページやアプリケーション等でキャンペーンのプロモーションを行うこと。テレビCMや新聞広告など出稿料が発生する媒体でのプロモーションを実施する必要は無いが、受託者の経費負担で実施することは差し支えない。また、より多くの店舗でキャンペーンを利用できるよう、新規加盟店を増やす取り組みを、市内事業者向けに行うこと。

なお、市では広報ふなばし及びホームページで市民への周知を図るほか、船橋商工会議所や市内商店会ほか関係経済団体を通じて、市内事業者への周知を図る。

#### (5) キャンペーンに関する問い合わせ対応

市内店舗及び消費者からキャンペーンに関する問い合わせにコールセンターで対応できる体制を整えること。なお、コールセンターはキャンペーン専用のものである必要はない。

#### (6) キャンペーンの効果分析

キャンペーン終了後に、キャンペーンの実施効果の分析し、市に報告すること。報告には、次に掲げる事項を含めることを必須とする。

- ポイント付与総額及び事務経費等を含めた事業費総額
- 対象キャッシュレス導入店舗数の増加数
- キャンペーンの実施中と実施前を比較した対象キャッシュレスの決済額、決済単価、利用者数

#### 4. 注意事項

- 受託者は、キャンペーンの進捗状況その他必要事項について定期的に報告するものとする。
- キャンペーンのプロモーションに使用する制作物の著作権は、相手方から提供を受けた素材に関する著作権を除き、その制作物の制作を行った当事者に帰属するものとする。ただし、当該制作物につき、著作権者の事前の書面による承諾を得た場合、その承諾の範囲に限り使用することができるものとする。
- 受託者は、本業務の履行にあたり、知り得た発注者の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、「船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程」に基づき適正に管理し、契約期間中はもとより、契約期間後においても第三者に漏えいしてはならない。
- 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項については、市と受託者との双方の協議により決定することとする。

#### 5. 支払期日及び方法

- 受託者は、本業務の完了後に、業務完了報告書を提出するとともに、業務の完了検査後は速やかに、請求書を提出しなければならない。
- 市は、業務完了検査後、請求書受理日から 30 日以内に委託料を一括にて支払うものとする。